

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	大阪港湾局	担当	営業推進室管財課	債権整理番号(3ケタ)	006	債権区分	私債権	債権名	土地賃貸料(一般会計)
----	-------	----	----------	-------------	-----	------	-----	-----	-------------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したものと

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したものと

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	----	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

過年度分										現年度分							合計		
前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高		調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
ア ＝前年度ケ	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ÷(エ＋オ)		ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'÷ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ア')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A 令2 実績	157,494	0	157,494	1,006	6,565	7,571	0.6%	4.8%	149,923	5,482,975	5,481,527	0	5,481,527	100.0%	100.0%	1,448	97.2%	97.3%	151,371
B 令3 実績	151,371	0	151,371	10,956	0	10,956	7.2%	7.2%	140,415	5,397,358	5,396,455	0	5,396,455	100.0%	100.0%	903	97.5%	97.5%	141,318
C 令4 修正目標	141,318	0	141,318	1,367	0	1,367	1.0%	1.0%	139,951	5,264,790	5,264,790	0	5,264,790	100.0%	100.0%	0	97.4%	97.4%	139,951
D 令4 実績	141,318	78	141,240	903	0	981	0.6%	0.7%	140,337	5,251,856	5,250,682	0	5,250,682	100.0%	100.0%	1,174	97.4%	97.4%	141,511
E 令5 当初目標	139,951	0	139,951	507	0	507	0.4%	0.4%	139,444	5,264,361	5,264,361	0	5,264,361	100.0%	100.0%	0	97.4%	97.4%	139,444
F 令5 修正目標	141,511	0	141,511	1,726	0	1,726	1.2%	1.2%	139,785	5,199,004	5,199,004	0	5,199,004	100.0%	100.0%	0	97.4%	97.4%	139,785
G 令6 当初目標	139,785	0	139,785	748	0	748	0.5%	0.5%	139,037	5,198,869	5,198,869	0	5,198,869	100.0%	100.0%	0	97.4%	97.4%	139,037

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類		回収債権									整理債権								合計	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
		滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、 各種処分に向け て、財産調査中 又は 行方不明等で所在 など調査中 又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中の もの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得 のための法的手続 中のもの	【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得 後、 強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又は分割 納付中であり、 現在の分割納付 額で、10年以内 の完納見込がある もの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又は分割 納付中であり、 現在の分割納付 付額では、完納 まで10年以上要 するもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等により、 債務者の資力 回復を待った め、納付を猶予 (期限延長)して いるもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又は分割 納付の履行が滞り、 再度、納付交渉 中のもの	【強制公】 差押えを行った が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残る、回 収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額により、 強制執行見込 のないもの	所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後なお 相続人未確定 若しくは 相続人不存在が 確定だが、 停止の判断に至 れていないもの	債務者の代理 人から債務整理 の委任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っている もの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を行 っているもの	【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約 等を行えないもの	消滅時効期間 が経過している もの	残高の合計 ＝上記2のD (令3実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)		
過年度	未収債権 の件数	0	0	0	0	11	75	6	0	0	92	1	0	0	6	0	12	0	19	111
	未収金 残高	0	0	0	0	47,334	656	624	0	0	48,614	85,345	0	0	1,181	0	5,197	0	91,723	140,337
現年度	未収債権 の件数	5	7	0	0	0	4	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16
	未収金 残高	23	484	0	0	0	666	0	0	0	1,173	0	0	0	0	0	0	0	0	1,173

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月12回の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：④ → ⑤ 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬ 又は ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和4年度 決算見込に おける 債務者数	15	人	令和4年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	127
			令和4年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令4実績)のケ	141,510

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・引き続き相手方との接触を試み、債権回収に向けた交渉を行っていく。 ・債務名義を取得した債権については、差押え可能な財産があればすみやかに差押えを実行する。 ・回収見込みがなく、時効を迎える債権について、弁護士に委任して整理に向けた手続きを進める。	・各使用者の納付状況(経営状況)の早期把握に努め、分納制約により過年度未収入金から徴収しているものを除いて、新たな未収金が発生しないようにする。 ・納入管理を適切に行い、滞納者の把握から督促等の手続きを迅速に行う。 ・主債務者からの弁済がない場合には、早期に連帯債務者への督促を行い、滞納額を最小限に抑える。 ・上記督促を行ってもなお弁済がない場合には、法的手続きが可能か検討を行う。 ・法的手続きが可能である場合には、法的措置を視野に入れた納付交渉を行い、なお納入が無い場合には法的措置へ移行する。また、法的措置への移行について、基準を再検討する。
取組実績	・定期的な架電による納付交渉や状況確認のほか、債務者の居住地を訪問して納付交渉を行った。 ・地方自治法240条に基づく預金調査を実施したところ、年金受取口座が判明した。 ・回収見込みがない案件について、委任弁護士や市債権回収室アドバイザー弁護士に相談を行った。	・課内の事務手続きに基づいて督促を行った。 ・督促を行っても弁済がない債務者について、連帯保証人に架電し、納付交渉を実施した。
課題	・履行延期の特約を結び毎月末入金していた債務者について、病気療養中で意思疎通がとれなくなり、入金が止まってしまった。 ・履行延期の特約を結んでいる債務者から、適切に納入がされないことがあった。	・賃貸借契約の続いている滞納者について、納付交渉を行ったが賃貸料の支払いを受けられず、滞納額が増加した。 ・賃貸借契約の続いている滞納者について、所在が不明であることから納付交渉も行えず、滞納額が増加した。
改善策	・履行延期の特約を結んでいる債務者については、適切に納付されているか管理を行う。納付が滞った場合は架電等で納付交渉および状況確認を行う。 ・債務者の財産調査や相続人調査を行う。	・法的措置を視野に入れた納付交渉を行う。 ・賃貸借契約の続いている滞納者について、架電等で納付交渉および状況確認を行う。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・引き続き相手方との接触を試み、債権回収に向けた交渉を行う。 ・債務者の年金受取口座が判明した案件については、年金口座の差し押さえについて、市債権回収室アドバイザー弁護士に相談を行う。 ・令和4年度に新たに発生した約117万円の未収金については、督促、連帯保証人への連絡、法的措置等、債務者の現状に即した今後の対応を早急に決定し実行する。	・各使用者の納付状況(経営状況)の早期把握に努め、分納制約により過年度未収入金から徴収しているものを除いて、新たな未収金が発生しないようにする。 ・納入管理を適切に行い、滞納者の把握から督促等の手続きを迅速に行う。 ・主債務者からの弁済がない場合には、早期に連帯債務者への督促を行い、滞納額を最小限に抑える。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	7.2%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	100.0%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	97.5%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	教育委員会事務局	担当	学校運営支援センター学務担当	債権整理番号(3ケタ)	002	債権区分	私債権	債権名	学校給食費
----	----------	----	----------------	-------------	-----	------	-----	-----	-------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

過年度分									現年度分							合計		
前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ・(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'・ (エ'＋オ')	キ ^㉓ ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク ^㉓ ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ ^㉓ ＝ケ＋ケ'
A 令2 実績	189,694	37	189,657	37,872	0	37,909	20.0%	151,785	512,894	512,894	0	512,894	100.0%	100.0%	0	78.4%	78.4%	151,785
B 令3 実績	151,785	▲ 4	151,789	20,786	0	20,782	13.7%	131,003	2,365,826	2,365,826	0	2,365,826	100.0%	100.0%	0	94.8%	94.8%	131,003
C 令4 修正目標	131,003	0	131,003	17,947	0	17,947	13.7%	113,056	2,461,380	2,461,380	0	2,461,380	100.0%	100.0%	0	95.6%	95.6%	113,056
D 令4 実績	131,003	3	131,000	21,163	0	21,166	16.2%	109,837	2,217,593	2,217,593	0	2,217,593	100.0%	100.0%	0	95.3%	95.3%	109,837
E 令5 当初目標	113,056	0	113,056	15,489	0	15,489	13.7%	97,567	2,461,380	2,461,380	0	2,461,380	100.0%	100.0%	0	96.2%	96.2%	97,567
F 令5 修正目標	109,837	0	109,837	15,048	738	15,786	13.7%	94,051	2,597,847	2,597,840	0	2,597,840	100.0%	100.0%	7	96.5%	96.5%	94,058
G 令6 当初目標	94,058	0	94,058	12,887	0	12,887	13.7%	81,171	2,597,847	2,597,840	0	2,597,840	100.0%	100.0%	7	97.0%	97.0%	81,178

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類		回収債権									整理債権								合計
		① 滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	② 督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等で所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	④ 【強制公】 差押手続中のも 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得 のため法的手続中のもの	⑤ 【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、 強制執行中又は 強制執行予定のもの	⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、 現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、 現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ったが、納付を猶予(期限延長)しているもの	⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	⑩ 【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	⑪ 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在が確定だが、停止の判断に至れていないもの	⑫ 債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの	⑭ 【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	⑮ 【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	⑯ 消滅時効期間が経過しているもの	※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)	
過年度	未収債権の件数		1,042			8			1,515	2,565		51	16	21		1,024	1,112		3,677
	未収金残高		9,432			1,103			66,043	76,578		1,888	1,019	1,109		29,243	33,259	109,837	
現年度	未収債権の件数									0							0	0	
	未収金残高									0							0	0	

※ 未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権:④→⑤又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権:⑩又は⑪又は⑫→⑬)又は⑭又は⑮→⑯

令和4年度 決算見込に おける 債務者数	3,677 人	令和4年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	3,677
		令和4年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令4実績)のケ ^㉓	109,837

4. 令和4年度の実績内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・各学校と連携し、過年度債権について分納誓約など債務承認を得ることにより時効到来日の延期を図る。 ・催告等の納付書を発送する際にペイジーの利用案内と多言語での案内文を同封する。 ・電話による催告を実施する際も、日中に連絡が取れない債務者に対し、夜間に電話したことにより納付に繋がったケースもあるので、引き続き取り組む。 ・催告による納付がなく電話連絡の取れない場合などに対して、現地訪問の取り組みを強化し、直接、保護者等と納付交渉を行う。 ・再三の催告にも反応せず納付意思を示さない未納者に対しての法的措置の実施については、令和2～3年度において新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響により見合わせていたが、実施を検討している。 ・時効を迎えた債権で回収困難なものについて債権放棄を進めるべく、モラルハザードを考慮の上、債権放棄をするための条件整備や実施時期について検討していく。	(給食費の実質無償化を実施しているため未納はない)
取組実績	・各学校と連携し、過年度債権について分納誓約など債務承認を得ることにより時効到来日の延期を図っている。 ・催告等の納付書を発送する際にペイジーの利用案内と多言語での案内文を同封し、納付交渉を強化した。 ・電話による催告を実施する際も、日中に連絡が取れない債務者に対し、夜間に電話したことにより納付に繋がったケースもあるので、引き続き取り組む。 ・催告による納付がなく電話連絡の取れない場合などに対して、現地訪問の取り組みを強化し、直接、保護者等と納付交渉を行った。 ・再三の催告にも反応せず納付意思を示さない未納者に対しての法的措置の実施については、今年度16件の支払督促申立を実施した。 ・時効を迎えた債権で回収困難なものについて債権放棄を進めるべく、モラルハザードを考慮の上、債権放棄をするための条件整備や実施時期について検討を進めている。	(給食費の実質無償化を実施しているため未納はない)
課題	・未納者の中には再三の催告に対して、分納誓約書の提出や連絡もなく納付意思を示さないケースもある。 ・最新の住所を調査し、現地調査を行っても居所不明となっているケースがある。	
改善策	「令和5年度の実績内容による」	

5. 令和5年度の実績内容 … 「1. 令和4年度の実績目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の実績内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・各学校と連携し、過年度債権について分納誓約など債務承認を得ることにより時効到来日の延期を図る。 ・催告等の納付書を発送する際にペイジーの利用案内と多言語での案内文を同封する。 ・電話による催告を実施する際も、日中に連絡が取れない債務者に対し、夜間に電話したことにより納付に繋がったケースもあるので、引き続き取り組む。 ・催告による納付がなく電話連絡の取れない場合などに対して、現地訪問の取り組みを強化し、直接、保護者等と納付交渉を行う。 ・再三の催告にも反応せず納付意思を示さない未納者に対しては、引き続き実施していく。 ・時効を迎えた債権で回収困難なものについて債権放棄を進めるべく、モラルハザードを考慮の上、債権放棄をするための条件整備や実施時期について検討し、できるものから債権放棄の手続きを進めていく。	(給食費の実質無償化を実施しているため未納はない)

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	13.7%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	100.0%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	94.8%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由 政令指定都市すべてが給食費の公会計化を実施していないため未調査

未収金目標及び具体取組内容調査

所属	福祉局	担当	保険年金課	債権整理番号(3ケタ)	027	債権区分	強制公	債権名	国民健康保険料(不現住)
----	-----	----	-------	-------------	-----	------	-----	-----	--------------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

過年度分										現年度分							合計		
前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高		調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
ア ＝前年度△	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ(－エ＋オ)		ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A 令2 実績	281,236	41,633	239,603	0	98,628	140,261	0.0%	49.9%	140,975	96,196	0	0	0	0.0%	0.0%	96,196	0.0%	37.2%	237,171
B 令3 実績	237,171	60,284	176,887	0	73,659	133,943	0.0%	56.5%	103,228	73,484	0	0	0	0.0%	0.0%	73,484	0.0%	43.1%	176,712
C 令4 修正目標	176,712	▲ 3,357	180,069	0	55,912	52,555	0.0%	29.7%	124,157	92,022	0	0	0	0.0%	0.0%	92,022	0.0%	19.6%	216,179
D 令4 実績	176,712	14,189	162,523	0	57,818	72,007	0.0%	40.7%	104,705	74,681	0	0	0	0.0%	0.0%	74,681	0.0%	28.6%	179,386
E 令5 当初目標	216,179	39,487	176,692	0	68,399	107,886	0.0%	49.9%	108,293	92,531	0	0	0	0.0%	0.0%	92,531	0.0%	34.9%	200,824
F 令5 修正目標	179,386	12,106	167,280	0	59,108	71,214	0.0%	39.7%	108,172	87,197	0	0	0	0.0%	0.0%	87,197	0.0%	26.7%	195,369
G 令6 当初目標	195,369	41,567	153,802	0	64,374	105,941	0.0%	54.2%	89,428	92,993	0	0	0	0.0%	0.0%	92,993	0.0%	36.7%	182,421

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権								合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後の もの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のも の	督促状送付後、 各種処分に向け て、財産調査中 又は 行方不明等で所 在など調査中 又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中 のもの	【強制公】 差押手段中のも の 又は 交付要求中のも の 【非・私】 債務名義取得 のため法的手続 中のもの	【強制公】 差押え後、 換価手段中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得 後、 強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等又は分 割納付により、 分割納付中であ り、 現在の分割納 付額で、10年以 内の完納見込 があるもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等又は分 割納付により、 分割納付中だ が、 現在の分割納 付額では、完納 まで10年以上要 するもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等又は分 割納付により、 債務者の資力 回復を待った め、納付を猶予 (期限延長)して いるもの	換価猶予等又は 履行延期の 特約等又は分 割納付の履行 が行が滞り、 再度、納付交渉 中のもの	【強制公】 差押えを行った が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残りの回 収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額によ り、強制執行見 込のないもの	所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後な お相続人未確定 若しくは 相続人不存在 確定だが、 停止の判断に 至れていないもの	債務者の代理 人から債務整理 の委任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を 行っているもの	【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行 えないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約 等を行えないもの	消滅時効期間 が経過している もの		残高の合計 ＝上記2のD (令3実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)
過 年 度	未収債権 の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,577	0	0	0	0	10,577	10,577
未 収 金 残 高		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104,705	0	0	0	0	104,705	104,705
現 年 度	未収債権 の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,963	0	0	0	0	5,963	5,963
未 収 金 残 高		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74,681	0	0	0	0	74,681	74,681

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和4年度 決算見込に おける 債務者数	1,171 人	令和4年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度) 令和4年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令4実績)のケ	16,540 179,386
-------------------------------	------------	--	-------------------

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	保険料決定通知書等発送文書の返戻管理を徹底することにより、不現住世帯の早期発見に努めるとともに、所在不明かつ連絡不能である被保険者については、住民基本台帳の担当と連携し、職権消除等を促した。 また、局からも所在不明等による資格疑義世帯にかかる情報提供を行うなど、区と局が連携して不現住世帯の解消に取り組んだ。	保険料決定通知書等発送文書の返戻管理を徹底することにより、不現住世帯の早期発見に努めるとともに、所在不明かつ連絡不能である被保険者については、住民基本台帳の担当と連携し、職権消除等を促した。 また、局からも所在不明等による資格疑義世帯にかかる情報提供を行うなど、区と局が連携して不現住世帯の解消に取り組んだ。
取組実績	文書返戻世帯等について、国保等システムから出力される配信帳票や、局にて作成した資料等に基づく居住確認調査等を区にて実施するとともに、局においてもその進捗管理に努めてきたところである。	文書返戻世帯等について、国保等システムから出力される配信帳票や、局にて作成した資料等に基づく居住確認調査等を区にて実施するとともに、局においてもその進捗管理に努めてきたところである。
課題	所在判明に至らず、結果未収となっている世帯がある。	所在判明に至らず、結果未収となっている世帯がある。
改善策	「5.令和5年度の取組内容」のとおり	「5.令和5年度の取組内容」のとおり

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	引き続き、保険料決定通知書等発送文書の返戻管理を徹底することにより、不現住世帯の早期発見に努めるとともに、所在不明かつ連絡不能である被保険者については、住民基本台帳の担当と連携し、職権消除等を促す。 また、局からも所在不明等による資格疑義世帯にかかる情報提供を行うなど、区と局が連携して不現住世帯の解消に取り組んでいく。	引き続き、保険料決定通知書等発送文書の返戻管理を徹底することにより、不現住世帯の早期発見に努めるとともに、所在不明かつ連絡不能である被保険者については、住民基本台帳の担当と連携し、職権消除等を促す。 また、局からも所在不明等による資格疑義世帯にかかる情報提供を行うなど、区と局が連携して不現住世帯の解消に取り組んでいく。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

-

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	0.0%	0.0%

	大阪市 (上記1Bキ')	政令指定都市 平均
現年度徴収率	0.0%	0.0%

	大阪市 (上記1Bキ'')	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	0.0%	0.0%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

不現住にかかる徴収率は全都市0%で計上されるため、同一順位となる。(一部不現住調定を集計していない政令市もあり)

未収金目標及び具体取組内容調査									
所属	福祉局	担当	保険年金課	債権整理番号(3ケタ)	029-030	債権区分	私債権	債権名	国民健康保険給付費返還金

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	
-----	---	-----	----	-------------	--

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みを予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A	令2 実績	306,885	5,982	300,903	72,276	22,384	100,642	24.0%	32.8%	206,243	603,346	489,605	0	489,605	81.1%	81.1%	113,741	62.1%	64.8%	319,984
B	令3 実績	319,984	5,312	314,672	100,472	24,353	130,137	31.9%	40.7%	189,847	499,300	402,237	0	402,237	80.6%	80.6%	97,063	61.8%	65.0%	286,910
C	令4 修正目標	286,910	0	286,910	57,282	21,231	78,513	20.0%	27.4%	208,397	450,000	364,000	0	364,000	80.9%	80.9%	86,000	57.2%	60.0%	294,397
D	令4 実績	286,910	5,751	281,159	74,072	22,596	102,419	26.3%	35.7%	184,491	611,621	407,137	0	407,137	66.6%	66.6%	204,484	53.9%	56.7%	388,975
E	令5 当初目標	294,397	23,557	270,840	54,110	21,231	98,898	20.0%	33.6%	195,499	450,000	364,000	0	364,000	80.9%	80.9%	86,000	58.0%	62.2%	281,499
F	令5 修正目標	388,975	0	388,975	72,111	25,675	97,786	18.5%	25.1%	291,189	450,000	365,850	0	365,850	81.3%	81.3%	84,150	52.2%	55.3%	375,339
G	令6 当初目標	375,339	0	375,339	68,511	139,671	208,182	18.3%	55.5%	167,157	450,000	365,850	0	365,850	81.3%	81.3%	84,150	52.6%	69.6%	251,307

÷(ウ＋ウ')

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

	回収債権										整理債権								合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
分類	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、 強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残リ、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたものの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計 ＝ 上記2のD (令3実績) のケ及びケ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)	
過年度	未収債権の件数	1	4,264	716	0	4	746	105	0	105	5,941	0	222	1	58	9	157	492	939	6,880
過年度	未収金残高	38	114,007	19,138	0	290	19,958	2,799	0	2,814	159,044	0	5,934	32	1,559	245	4,208	13,469	25,447	184,491
現年度	未収債権の件数	123	3,160	29	0	0	20	0	0	0	3,332	0	4	1	0	0	1	0	6	3,338
現年度	未収金残高	3,284	84,477	782	0	0	531	0	0	0	89,074	0	111	115,277	0	0	22	0	115,410	204,484

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ } 又は ⑮ → ⑯

令和4年度 決算見込に おける 債務者数	10,218 人	令和4年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	10,218
		令和4年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝ 上記2のD(令4実績)のケ	388,975

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<029_国民健康保険給付返還金> ・区間異動に伴う資格喪失で発生した返還金のうち、転出先の区で大阪市国保に再加入している世帯に係るものについては、保険給付対象となる処理を行う。 ・滞納世帯との接触強化を図り、分割納付も含めて未収金の解消を図る。 ・各区担当者への研修会を年複数回定期的に開催し、滞納者への早期接触や分納世帯との定期的接触など、未収金解消に向けた職員の意識向上を図る。研修内容を精査しつつ同様の取り組みを継続する。 ・保険者間調整が可能なものについては順次処理を行う。 ・所在が把握できており、支払能力を有していると思われる債務者については、支払督促等を行い、債権回収に努める。 ・生活困窮状態で徴収見込のないものや、死亡、行方不明等で徴収見込のないもの等について、再度整理を行ったうえで、法令等に従い履行延期特約や徴収停止等の適切な措置を行う。 ・破産免責債権については、債権放棄を行う。 <030_国民健康保険給付返還金(不正分)> ・配当通知があれば、債権に充当する。	<029_国民健康保険給付返還金> ・区間異動に伴う資格喪失で発生した返還金のうち、転出先の区で大阪市国保に再加入している世帯に係るものについては、保険給付対象となる処理を行う。 ・各区担当者への研修会を年複数回定期的に開催し、滞納者への早期接触や分納世帯との定期的接触など、未収金解消に向けた職員の意識向上を図る。研修内容を精査しつつ同様の取り組みを継続する。 ・保険者間調整が可能なものについては順次処理を行う。 ・所在が把握できており、支払能力を有していると思われる債務者については、支払督促等を行い、債権回収に努める。 ・破産免責債権については、債権放棄を行う。 <030_国民健康保険給付返還金(不正分)> ・加算金が発生すれば、早期の納付に向け交渉を行い、滞納とならないようにする。
取組実績	<029_国民健康保険給付返還金> ・区間異動に伴う資格喪失で発生した返還金のうち、転出先の区で大阪市国保に再加入している世帯に係るものについては、保険給付対象となる処理を行った。 ・滞納世帯との接触強化を図り、分割納付も含めて未収金の解消を図った。 ・生活困窮状態で徴収見込のないものや、死亡、行方不明等で徴収見込のないもの等について、再度整理を行っており、法令等に従い履行延期特約や徴収停止等の措置ができるか検討を行った。 <030_国民健康保険給付返還金(不正分)> ・配当通知により、手続きを行い充当した。(優先順で不当分に充当している)	<029_国民健康保険給付返還金> ・区間異動に伴う資格喪失で発生した返還金のうち、転出先の区で大阪市国保に再加入している世帯に係るものについては、保険給付対象となる処理を行った。 ・各区担当者への研修会を7月に開催し、滞納者への早期接触や分納世帯との定期的接触など、未収金解消に向けた職員の意識向上を図った。研修内容を精査しつつ同様の取り組みを継続する。 ・保険者間調整が可能なものについては順次処理を行った。 <030_国民健康保険給付返還金(不正分)> ・返還金が発生したが、債務者が民事再生手続きをとり、再生計画への同意を経て計画弁済中。
課題	<029_国民健康保険給付返還金> ・発生原因に、被保険者の資格喪失後受診に対する理解度が関係している。 ・債権管理だけをしている区の担当者はいないので、理解度や進捗状況が区により異なる。 ・医療機関等に対する返還金については、国及び府の指導及び監査の状況(本市は把握不可能)によって、毎年度返還金額が変わり、他の市町村にも債権がある場合は、必ず複数年にわたる分納となる。 <030_国民健康保険給付返還金(不正分)> ・債務者の所在不明状態が継続しているため、引き続き所在調査を実施し、納付交渉へと繋がるよう検討が必要。	<029_国民健康保険給付返還金> ・発生原因に、被保険者の資格喪失後受診に対する理解度が関係している。 ・債権管理だけをしている区の担当者はいないので、理解度や進捗状況が区により異なる。 ・医療機関等に対する返還金については、国及び府の指導及び監査の状況(本市は把握不可能)によって、毎年度返還金額が変わり、他の市町村にも債権がある場合は、必ず複数年にわたる分納となる。 <030_国民健康保険給付返還金(不正分)> ・特になし
改善策	<029_国民健康保険給付返還金> ・債務者に対し、債権発生の原因等を説明し、早期の納付に向け交渉を行い、滞納とならないようにする。 ・研修会等を通じ、他区の取り組み状況を周知し、必要に応じ個別の相談、支援を行う。 ・医療機関等に対する返還金については、毎年、資産や弁済状況を確認し、分納金額の見直し等の交渉を行う。 <030_国民健康保険給付返還金(不正分)> ・アドバイザー弁護士等への相談を検討する。	<029_国民健康保険給付返還金> ・債務者に対し、債権発生の原因等を説明し、早期の納付に向け交渉を行い、滞納とならないようにする。 ・研修会等を通じ、他区の取り組み状況を周知し、必要に応じ個別の相談、支援を行う。 ・医療機関等に対する返還金については、毎年、資産や弁済状況を確認し、分納金額の見直し等の交渉を行う。 <030_国民健康保険給付返還金(不正分)> ・特になし

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<29_国民健康保険給付返還金> ・区間異動に伴う資格喪失で発生した返還金のうち、転出先の区で大阪市国保に再加入している世帯に係るものについては、保険給付対象となる処理を行う。 ・滞納世帯との接触強化を図り、分割納付も含めて未収金の解消を図る。 ・各区担当者への研修会を年複数回定期的に開催し、滞納者への早期接触や分納世帯との定期的接触など、未収金解消に向けた職員の意識向上を図る。研修内容を精査しつつ同様の取り組みを継続する。 ・保険者間調整が可能なものについては順次処理を行う。 ・所在が把握できており、支払能力を有していると思われる債務者については、支払督促等を行い、債権回収に努める。 ・生活困窮状態で徴収見込のないものや、死亡、行方不明等で徴収見込のないもの等について、再度整理を行ったうえで、法令等に従い履行延期特約や徴収停止等の適切な措置を行う。 ・破産免責債権については、債権放棄を行う。 <30_国民健康保険給付返還金(不正分)> ・配当通知があれば、債権に充当する。 ・債務者の所在調査を実施。 ・再生計画に基づく弁済を確認しつつ、法人が解散した際は、速やかに不納欠損処理を行う。	<29_国民健康保険給付返還金> ・区間異動に伴う資格喪失で発生した返還金のうち、転出先の区で大阪市国保に再加入している世帯に係るものについては、保険給付対象となる処理を行う。 ・各区担当者への研修会を年複数回定期的に開催し、滞納者への早期接触や分納世帯との定期的接触など、未収金解消に向けた職員の意識向上を図る。研修内容を精査しつつ同様の取り組みを継続する。 ・保険者間調整が可能なものについては順次処理を行う。 ・所在が把握できており、支払能力を有していると思われる債務者については、支払督促等を行い、債権回収に努める。 ・破産免責債権については、債権放棄を行う。 <30_国民健康保険給付返還金(不正分)> ・新たな債権の発生があれば、速やかに納付されるよう対応する。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	31.9%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	80.6%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	61.8%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

<029_国民健康保険給付返還金>政令指定都市の債権分類は、大阪市の私債権、その他ほとんどの政令指定都市においては非強制徴収公債権に分類しており、一概に比較できないため。
<030_国民健康保険給付返還金(不正分)>1億円以上の規模で不正利得の返還金が生じる事例は少なく、比較できるものではないため。

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	福祉局	担当	介護保険課	債権整理番号(3ケタ)	066・076	債権区分	強制公・非強公	債権名	介護保険給付費不正・不当利得返還金及び加算金
----	-----	----	-------	-------------	---------	------	---------	-----	------------------------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度		合計(過年度＋現年度)	A
-----	---	-----	--	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A	令2 実績	135,983	▲ 61	136,044	6,187	789	6,915	4.5%	5.1%	129,068	60,085	35,089	0	35,089	58.4%	58.4%	24,996	21.0%	21.4%	154,064
B	令3 実績	154,064	0	154,064	12,617	9,153	21,770	8.2%	14.1%	132,294	18,705	12,724	0	12,724	68.0%	68.0%	5,981	14.7%	20.0%	138,275
C	令4 修正目標	138,275	0	138,275	13,431	1,489	14,920	9.7%	10.8%	123,355	18,705	12,724	0	12,724	68.0%	68.0%	5,981	16.7%	17.6%	129,336
D	令4 実績	138,275	0	138,275	14,350	3,292	17,642	10.4%	12.8%	120,633	19,598	11,711	0	11,711	59.8%	59.8%	7,887	16.5%	18.6%	128,520
E	令5 当初目標	129,336	0	129,336	13,431	0	13,431	10.4%	10.4%	115,905	18,705	12,724	0	12,724	68.0%	68.0%	5,981	17.7%	17.7%	121,886
F	令5 修正目標	128,520	0	128,520	11,051	24,399	35,450	8.6%	27.6%	93,070	20,582	20,582	0	20,582	100.0%	100.0%	0	21.2%	37.6%	93,070
G	令6 当初目標	93,070	0	93,070	11,051	0	11,051	11.9%	11.9%	82,019	20,582	20,582	0	20,582	100.0%	100.0%	0	27.8%	27.8%	82,019

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権								合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後の もの (督促状未送付の もの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、 各種処分に向けて、 財産調査中 又は 行方不明等で所在 など調査中 又は 個人債務者が死亡 したため、相続 人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得の ため法的手続中の もの	【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得 後、 強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分納誓約 により、 分割納付中であり、 現在の分割納付 額で、10年以内の 完納見込があるもの	換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分納誓約 により、 債務者の資力回 復を待つため、納 付を猶予(期限延長) しているもの	換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分納誓約 等により、 債務者の資力回 復を待つため、納 付を猶予(期限延長) しているもの	換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分納誓約 等又は分納誓約 等により、 分割納付の履行 を行ったが、 分割納付の履行 が滞り、 再度、納付交渉 中のもの	【強制公】 差押えを行った が、換価見込のない もの 又は 換価済だが、未収 金が残し、回収見 込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得し たが、債務者の財 産少額により、強 制執行見込のない もの	所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後な お相続人未確定 若しくは 相続人不存在確 定だが、 停止の判断に至 れていないもの	債務者の代理人 から債務整理の 委任通知が届い ているもの 又は 債務者が破産手 続中のもの	債務者が破産免 責決定を受けたも の	【強制公】 法に基づく滞納処 分の停止の決議 を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停 止の決議を行って いるもの	【強制公】 債務者が生活困 窮中だが、債権の 特性上、停止の 決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力 だが、納付交渉に 応じず、履行延期 の特約等を行え ないもの	消滅時効期間が 経過しているもの		残高の合計 ＝ 上記2のD (令3実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)
過 年 度	未収債権 の件数	0	4	0	0	0	8	6	0	18	0	0	0	0	0	0	0	18
	未収金 残高	0	9,519	0	0	0	21,581	89,533	0	120,633	0	0	0	0	0	0	0	120,633
現 年 度	未収債権 の件数	2	2	0	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5
	未収金 残高	2,901	626	0	0	0	4,360	0	0	7,887	0	0	0	0	0	0	0	7,887

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: ④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) } → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

令和4年度
決算見込に
おける
債務者数

23

人

令和4年度決算見込における
未収債権の件数(過年度＋現年度)

23

令和4年度決算見込における
未収金残高(過年度＋現年度)
＝ 上記2のD(令4実績)のケ"

128,520

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	＜066.保険給付費不正利得返還金及び加算金＞及び＜076.保険給付費不当利得返還金＞ ・返済が滞っている事業者については、弁護士に助言を仰ぎつつ、納付交渉等続ける。 ・納付交渉を行ってもなお、納付に至っていない債権については、居所調査や財産調査を行う。 ・分納により返還中の事業者については、早期完済につながるよう、返済能力を確認し分納額の増額に向けた交渉を行う。 ・やむを得ず消滅時効を経過した債権については、当該債権に対する過去の取組状況や経過を踏まえ不納欠損処理を行う。	＜066.保険給付費不正利得返還金及び加算金＞及び＜076.保険給付費不当利得返還金＞ ・返還金が発生した場合、一括返済を基本として納付交渉を行う。 ・返還金額が高額等により一括返済が困難な場合は、返済能力を確認したうえで最大限の分納額を提案し、できる限り早期に返済が終了するよう納付交渉を行う。
取組実績	＜066.保険給付費不正利得返還金及び加算金＞及び＜076.保険給付費不当利得返還金＞ ・分割納付が滞っていた一部債務者に対し、居所調査・財産調査及び現地訪問などの納付交渉を粘り強く行った結果、改めて分割納付させることができた。 ・時効到来している債権について、不納欠損事務を進めることにより債権整理を行った。	＜066.保険給付費不正利得返還金及び加算金＞ ・一括返済による納付交渉を行ったが、返還金が他市町村に及んでおり一括納付には至らなかった。 ・法人の収入状況や保有財産も確認したが、返済能力が乏しいため分納交渉を進めたが、法人による事業譲渡が行われ債権回収には至らなかった。 ・今後の対応方法について弁護士相談を行った。 ＜076.保険給付費不当利得返還金＞ ・速やかに納付交渉を行い、収入済のもの。 事業所 1,997,294円 被保険者 279,902円
課題	＜066.保険給付費不正利得返還金及び加算金＞ ・本件債務者については、事業者指定取り消しにより債務返済にあてる収入を得る手段がなくなっており、多額の不正が発生した段階で法人破産により債権回収が困難となってしまう場合が多い。 ＜076.保険給付費不当利得返還金＞ ・多額の返還金発生に伴い事業所を廃止することがあり、その場合債務返済にあてる収入を得る手段がなくなる。また、場合によっては法人破産により債権回収が困難となってしまう場合がある。	＜066.保険給付費不正利得返還金及び加算金＞ ・他市町村で行政処分を行った事業者に対する返還金等については、返還金等の発生に係る情報を早期に把握することが困難で、介護給付費の審査支払留保対応や納付交渉時期が遅れてしまう。 ＜076.保険給付費不当利得返還金＞ ・多額の返還金発生に伴い事業所を廃止することがあり、その場合債務返済にあてる収入を得る手段がなくなる。また、場合によっては法人破産により債権回収が困難となってしまう場合がある。
改善策	＜066.保険給付費不正利得返還金及び加算金＞ ・法人破産せずに着実に債権回収できるよう返済能力に応じた金額による分納交渉を行うとともに、毎年定期的に返済能力を確認し、適切な分納返済額の設定を行う。 ・また、状況によっては弁護士等の助言を仰ぎ、滞納処分等の対応を進める。 ＜076.保険給付費不当利得返還金＞ ・法人破産せずに着実に債権回収できるよう返済能力に応じた金額による分納交渉を行うとともに、毎年定期的に返済能力を確認し、適切な分納返済額の設定を行う。	＜066.保険給付費不正利得返還金及び加算金＞ ・少なくとも府内の市町村とは適宜連携し、早期に行政処分に伴う返還金の発生状況を把握し、介護給付費の審査支払留保等の確実な債権回収につなげる。 ＜076.保険給付費不当利得返還金＞ ・法人破産せずに着実に債権回収できるよう返済能力に応じた金額による分納交渉を行うとともに、毎年定期的に返済能力を確認し、適切な分納返済額の設定を行う。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	＜066.保険給付費不正利得返還金及び加算金＞及び＜076.保険給付費不当利得返還金＞ ・弁護士等の助言を仰ぎつつ、引き続き納付交渉等を適切に行い、未収残高の縮減につなげる。 ・分割納付により返還中の事業所についても増額交渉を行って早期の完済となるよう努める。 ・財産調査、滞納処分を行うも時効が到来した債権については、適切に不納欠損処理をすすめる。	＜066.保険給付費不正利得返還金及び加算金＞及び＜076.保険給付費不当利得返還金＞ ・返還金が発生した場合は、早期に当該事業所と接触を図り一括納付をさせるよう納付交渉を行う。 ・一括納付が困難な事業所においては、必要に応じて分割納付を行うなどの納付交渉を行う。 ・納付交渉等にも応じない事業所の場合は、財産調査を行いながら、差押等の強制徴収を行う。 ・特に悪質な事業所については、指定・指導グループとも連携し法的な手段も視野にいれて対応していく。 ・不正発覚から処分決定までの間、当該事業所の介護給付費の審査支払については、一旦保留する。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位			位																		
② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較	<table><tr><td></td><td>大阪市 (上記1Bキ)</td><td>政令指定都市 平均</td></tr><tr><td>過年度徴収率</td><td>8.2%</td><td></td></tr></table>		大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均	過年度徴収率	8.2%		<table><tr><td></td><td>大阪市 (上記1Bキ[*])</td><td>政令指定都市 平均</td></tr><tr><td>現年度徴収率</td><td>68.0%</td><td></td></tr></table>		大阪市 (上記1Bキ [*])	政令指定都市 平均	現年度徴収率	68.0%		<table><tr><td></td><td>大阪市 (上記1Bキ[*])</td><td>政令指定都市 平均</td></tr><tr><td>合計(過年度＋現年度)徴収率</td><td>14.7%</td><td></td></tr></table>		大阪市 (上記1Bキ [*])	政令指定都市 平均	合計(過年度＋現年度)徴収率	14.7%	
	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均																			
過年度徴収率	8.2%																				
	大阪市 (上記1Bキ [*])	政令指定都市 平均																			
現年度徴収率	68.0%																				
	大阪市 (上記1Bキ [*])	政令指定都市 平均																			
合計(過年度＋現年度)徴収率	14.7%																				
※ ①、②を記載できない場合は、その理由																					

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	福祉局	担当	地域福祉課	債権整理番号(3ケタ)	004	債権区分	私債権	債権名	大学奨学金貸付金返還金収入
----	-----	----	-------	-------------	-----	------	-----	-----	---------------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’－ (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ＋ケ’
A	令2 実績	34,320	1,209	33,111	676	0	1,885	2.0%	5.5%	32,435	9,017	8,152		8,152	90.4%	90.4%	865	21.0%	23.2%	33,300
B	令3 実績	33,300	4,138	29,162	786	0	4,924	2.7%	14.8%	28,376	10,682	9,527	0	9,527	89.2%	89.2%	1,155	25.9%	32.9%	29,531
C	令4 修正目標	29,531	0	29,531	1,011	146	1,157	3.4%	3.9%	28,374	9,944	8,005	0	8,005	80.5%	80.5%	1,939	22.8%	23.2%	30,313
D	令4 実績	29,531	0	29,531	479	0	479	1.6%	1.6%	29,052	13,911	10,572	1,737	12,309	76.0%	88.5%	1,602	25.4%	29.4%	30,654
E	令5 当初目標	30,313	0	30,313	818	0	818	2.7%	2.7%	29,495	10,000	8,700	0	8,700	87.0%	87.0%	1,300	23.6%	23.6%	30,795
F	令5 修正目標	30,654	1,107	29,547	1,040	0	2,147	3.5%	7.0%	28,507	12,016	10,478	0	10,478	87.2%	87.2%	1,538	27.7%	29.6%	30,045
G	令6 当初目標	30,045	2,829	27,216	1,040	0	3,869	3.8%	12.9%	26,176	12,016	10,478	0	10,478	87.2%	87.2%	1,538	29.4%	34.1%	27,714

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

回収債権										整理債権							合計		
分類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のも の	督促状送付後、 各種処分に向け て、財産調査中 又は 行方不明等で所 在など調査中 又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中 のもの	【強制公】 差押手続中のも の 又は 交付要求中のも の 【非・私】 債務名義取得 のため法的手続 中のもの	【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得 後、 強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	換価猶予等又は は履行延期の特 約等又は分割納 付中であり、 現在の分割納付 額で、10年以内 の完納見込があ るもの	換価猶予等又は は履行延期の特 約等又は分割納 付中であり、 現在の分割納付 額では、完納ま で10年以上要す るもの	換価猶予等又は は履行延期の特 約等又は分割納 付中であり、 現在の分割納付 額で、完納まで 10年以上要する もの	換価猶予等又は は履行延期の特 約等又は分割納 付中であり、 現在の分割納付 額で、完納まで 10年以上要する もの	【強制公】 差押えを行った が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残りの、 回収見込みがな いもの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額によ り、強制執行見 込のないもの	所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後な お相続人未確定 若しくは 相続人不存在に 至るまで、 停止の判断に 至れていないも の	債務者の代理 人から債務整理 の委任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞納 処分停止の決議 を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を行 っているもの	【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約等 を行えないもの	消滅時効期間 が経過している もの	残高の合計 ＝上記2のD (令3実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)		
	過年度 未収債権 の件数		14		2	11	1	4	3	35		3					3		38
	過年度 未収金 残高		4,418			3,996	9,934	1,902	1,788	423	22,461		6,592				6,592		29,053
現年度 未収債権 の件数		10			1				1	12		1					1		13
現年度 未収金 残高		1,236			98				194	1,528		74					74		1,602

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月1回の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：④ → ⑤ 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：⑩ → ⑪ 又は ⑫ → ⑬ → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和4年度 決算見込に おける 債務者数	40 人	令和4年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度) 令和4年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令4実績)のケ	51 30,655
-------------------------------	---------	--	------------------

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・返還請求中の者に対しては、訪問・電話などにより、計画的に返還がなされるよう働きかけを強める。 ・債務名義取得者で未納の者に対しては、財産調査による差押可能財産の調査に努める。 ・履行延期が10年継続している者については、債務免除を検討する。	・免除申請書の提出が遅れている奨学生については、人権上の配慮をしながら、文書・電話・訪問等により申請書の提出を促し、債権額の圧縮に努める。 ・免除基準を超える所得があり、あらたに返還となった奨学生については、新たな滞納につながらない早期対応に努める。
取組実績	・令和4年度決算時で、期限変更手続の申請を行っていない者は、返還対象者1名となっている（所在不明）。 ・新型コロナウイルス感染症の状況に配慮して訪問先を精査し、一方、郵送・電話による督促を強めることとなった。	・国免除期間満了後、免除期間更新の所得審査の結果、返還対象となる者がいる。“新たな未収金を極力発生させない”取組として、これらの者に対し、返還の開始時期や返還方法について丁寧な説明に努めることで、“免除から返還になったことへの強い反発”に配慮した対応をすすめた。 ・返還対象者にかかる新たな返還案件については、督促状の送付にできるだけ早期の訪問を行うなど、人権上の配慮をしながら、未納発生の防止に努めた。 ・2名の債務者について、破産免責等による債権放棄を行った。 ・令和4年度決算時で、新条例施行時に1,743,337千円あった債権（20年で処理予定）のうち、79.92%にあたる1,392,076千円の債権処理を完了した。
課題	・返還期限変更（延長）申請に応じたものの、頑なに返還に応じない者、連絡がとれない長期滞納者等についての対応について苦慮している。 ・民事執行法に基づく預金調査を行ったが、発見には至らなかった。	・遠隔地居住者で、電話番号不明の奨学生に対しては、文書督促が中心にならざるを得ず、必要な説明等に苦慮している。 ・頻回に転居を繰り返す奨学生については、訪問によっても居住確認自体が困難であり、より納付交渉が難しくなっている。
改善策	・引き続き人権上の配慮をしながら、未申請理由ごとに夜間訪問や遠隔地訪問、再度保護者への説明を行い、理解を得られていない借受者に対して丁寧な説明を行い、未申請者に対し申請を行うよう働きかける。 ・長期滞納者については積極的な自宅訪問を行う等、本人または保護者との接触を図る。 ・債務名義を取得している者に対しては、預金照会や預貯金債権等の情報取得手続きを実施し、強制執行を検討する。	・内容について工夫を加えながら、文書督促を強化する。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・返還請求中の者に対しては、訪問・電話などにより、計画的に返還がなされるよう働きかけを強める。 ・その他の借受者に対しては、現年度分と同じ。 ・履行延期が10年継続している者について、債務免除を検討する。 ・債務名義を取得している者に対しては、預金照会や預貯金債権等の情報取得手続きを実施し、強制執行を検討する。	・返還免除等の未申請者に対しては、人権上の配慮をしながら、一斉夜間訪問や遠隔地訪問、再度保護者への説明を行うなどにより申請を促し、債権額の圧縮を図る。 ・債務名義取得者で未納の者に対して、督促・訪問指導によっても任意弁済のないときは、財産調査による差押可能財産の判明に努め、強制執行を含め、債権回収に向けた方策を検討する。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 （上記1Bキ）	政令指定都市 平均
過年度徴収率	2.7%	

	大阪市 （上記1Bキ）	政令指定都市 平均
現年度徴収率	89.2%	

	大阪市 （上記1Bキ）	政令指定都市 平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	25.9%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由